

「令和5年度ものづくり産業広報誌発行業務」仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度ものづくり産業広報誌発行業務

2 委託業務の目的

富県躍進を目指し、県内産業の持続的な成長促進を図るためには、製造業を中心とするものづくり産業の一層の振興が必要不可欠であり、その根幹となる優秀な人材の確保が県内企業にとって課題となっている。

このため、県内の優れた産業への理解を深め、製造業を志向する人材の確保に資することを目的として、主に就職活動を控えた高校生等を対象に、県内ものづくり企業で活躍する若手技術者等を紹介する広報誌を作成及び配布するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月25日まで

4 業務内容

(1) 「ものづくり産業広報誌」(以下「広報誌」という)の作成

イ 発行回数及び発行部数

受注者は年4回(7月・9月・12月・3月)広報誌を発行すること。1回当たりの発行部数は1万4千部とする。ただし、受注者は発注者と協議の上、発行時期を変更することができる。

ロ 広報誌作成

(イ) 関係機関からの情報収集

受注者は、県内ものづくり企業、県内高等学校等の教育機関、宮城県教育庁及び宮城県などの関係機関(以下「県内各機関」という。)を訪問するなど、各企業の事業内容や仕事内容、県内各機関の人材育成やキャリア教育に関する取り組み等について情報収集する。また、受注者は、必要に応じて各企業や県内各機関等に広報誌への掲載及び動画公開に関する許可を得た上で、資料等の提供を受ける。

(ロ) 記事構成

広報誌は1部当たりA4版フルカラーで24ページ(表裏表紙含む。)とする。広報誌の構成は以下のとおりとする。ただし、発注者は、受注者との協議により内容及び構成を変更できる。

a 仕事紹介記事

県内ものづくり産業及び企業に対する理解促進のため、企業の事業内容及び社員の仕事内容について取材したものを記事として掲載する。

b 県内各機関の人材育成及びキャリア教育に関する取組紹介記事

県内の人材育成に関する機運を高めるため、県内各機関の人材育成及びキャリア教育に関する取組を取材し、記事として掲載すること。ただし、県内各地域の取組が幅広く掲載できるよう考慮すること。

c 広告記事

広報誌には、発注者が別途指定する企業・団体等(以下「広告主」という。)の広告を掲載する。受注者は、発注者及び広告主と協議の上、資料等の提供を受け、又は取材等により、広告記事を掲載する。また、広告記事の誌面割り等について、受注者

は発注者の指示に従うものとする。

広告の掲載がない場合も誌面割り等について、発注者の指示に従うものとする。

(ハ) 掲載項目案の作成

受注者は、(イ)において得た情報を基に、(ロ)に沿った掲載項目案を作成し、発注者に提供すること。

(ニ) デザイン

受注者は、高校生の目を引くようなデザイン案を発注者へ提示し、承認を得てから作成すること。

(ホ) 編集体制・編集会議

a 編集体制の構築

受注者は、広報誌作成に当たり、編集体制（取材担当、記事作成担当、写真・動画撮影担当、編集担当等 計2人以上）を整え、発注者に報告し承諾を得ること。

b 編集会議の実施

受注者は、広報誌発行1回当たり1回以上、発注者との編集会議を主催し、掲載記事及び発行までの作業スケジュール等を決定するものとする。ただし、編集会議で掲載記事が決定しない場合、受注者は代替案を示し、発注者の承認を得た上で掲載記事を決定すること。

(ヘ) 取材先の選定

受注者は、委託業務の目的に合う企業等を調査し、広報誌作成の都度、発注者に記事ごとの取材先候補及び取材不可であった場合の予備候補を複数提案するものとする。発注者は提案を元に受注者と協議の上、取材先を選定する。

a (ロ) aにおける企業の選定については以下のとおりとする。

- ・宮城県内に事業所を置く企業とする。
- ・特定の地域に偏らないように考慮する。
- ・原則として「ものづくり産業振興に関する県民条例」第2条第2項に規定するものづくり事業者に該当する企業とする。

b (ロ) bにおける機関の選定については以下のとおりとする。

- ・宮城県内で事業を実施している企業、団体及び教育機関等とする。
- ・特定の地域に偏らないように考慮する。

(ト) 取材

a 受注者は、(ヘ)で選定した取材先に対し、事業の趣旨を十分に説明した上で取材の許可を受けるとともに、記事及び動画掲載の同意を得るものとする。

b 受注者は、自ら取材先と調整し、取材許可及び取材日程の調整を図ること。また、取材日程について、取材実施前に発注者に報告すること。

c 受注者は、業務目的に沿って記事及び動画を作成できるように取材を行うこと。

d 受注者は、取材先の許可を得た上で写真及び動画を撮影すること。また、必要に応じ、著作権者の許諾を得るなど、発行に支障のないよう対応する。

(チ) 記事作成

a 受注者は、発注者から示される表記ルールに基づき、業務目的に沿った記事を作成するものとする。

b 県内ものづくり産業及び企業の理解促進のため、産業や企業の事業内容及び仕事の魅力が十分伝わる記事を作成すること。

- c 難しい言い回しを避け、専門的な用語には注釈をつけるなど、高校生が読んで理解できるように留意すること。
- d 単なる紹介ではなく、県内各機関の人材育成及びキャリア教育に関する取組が十分伝わる魅力的な記事を作成すること。
- e 難読漢字には、必要に応じて、ふりがなをつけること。
- f 写真は、その内容が十分理解でき、かつ、魅力が伝わるように十分考慮し、画質が鮮明なものを掲載すること。
- g 受注者は、掲載する写真について発注者と協議すること。ただし、発注者の同意が得られない場合、受注者は、自ら写真を再撮影するなどの対策を講じること。
- h 発注者は、記事及び写真等内容の変更を指示できるものとする。

(リ) 校正

校正は2回以上行うものとし、手順は以下のとおりとする。

- a 受注者は、作成した記事を発注者に提出し、承認を得ること。変更指示等があった場合、受注者は、速やかに修正の上、改めて承認を得ること。
- b 発注者の承諾を得た後、作成記事を取材先に提出し、承認を得ること。変更指示等があった場合、受注者は、速やかに修正の上、取材先から改めて承認を得るとともに、発注者へ提出すること。

(2) インタビュー動画の作成

イ 内容

4 (1) (ロ) a の取材先から、毎号、取材時に2名分以上のインタビューや仕事風景等を撮影した動画を作成すること。編集に当たっては、高校生等に興味・関心を持ってもらい、広報誌本体への誘導につながるよう工夫すること。なお、当該取材先から動画作成の承諾を得られなかった場合は、発注者と協議の上、別途取材先を選定するものとする。

ロ 動画時間

2分程度

ハ その他

受注者は、取材及び編集する前に取材内容や構成について発注者と打合せを行い、絵コンテの段階から指示を仰ぐとともに、発注者及び取材先に動画の確認を依頼し、修正指示があった際は、指示に従って修正すること。

(3) 高等学校宛て活用状況等の調査

イ 調査

受注者は、調査内容及び実施時期を発注者と検討し、県内全高等学校宛てアンケート形式で調査を行うこと。調査を行う際には、回答率を高められるよう様式の工夫をするなど、より効果的な調査となるようにすること。

ロ 集計・分析・提案

受注者は、発注者の定める期限までに当該調査回答の集計及び分析を行い、その結果に基づいて次年度以降の展開も見据えた今後の当誌に係る改善案を発注者へ提案すること。提案は業務目的に沿ったものとし、発注者は明らかに実現困難な内容であるなど提案として不適切であると判断した場合は、再度検討を指示できるものとする。

(4) 情報発信

広報誌発行の都度、予算の範囲内で、広報誌の利活用を通じて県内ものづくり企業等の認知度向上が図られる、効果的な情報発信を行う方法（例：説明用チラシやポスター等の

作成、配布先への訪問、既存媒体との連携、SNS 広告等) を企画提案すること。また、情報発信によって収集したデータがある場合、当該データを分析し、今後必要となる情報発信方法についても提案すること。

5 成果品

(1) ものづくり産業広報誌

イ 印刷物

14,000部/回 × 年4回(7月・9月・12月・3月)

ロ 電子データ

広報誌発行の都度、CD-R 又は DVD-R 等に以下のデータを入れて提出。

(イ) ホームページ掲載用データとして、広報誌全ページの PDF データと既掲載分を参考に分割した項目毎の PDF データ(項目毎の PDF データはそれぞれ 10MB 以内)

(ロ) Webbook 用データとして、作成した冊子の PDF データ

(ハ) ホームページ掲載用表紙画像として、JPEG(320×463ピクセル及び263×381ピクセル) データ

(ニ) 広報誌に掲載した全ての写真の JPEG データ

(ホ) その他、受注者は業務完了後に当該業務に係る全てのデータを削除するため、次年度も引き続き発注者が同様の広報誌作成を委託できるように、作成した広報誌のデータを編集可能な状態にした Illustrator 等のデータ一式(発注者が成果品の納品を確認できるよう Illustrator であれば「PDF 互換ファイル」に設定すること。)

(2) インタビュー動画

広報誌発行の都度、4(2)で作成した動画を発注者がインターネット上で公開するため、動画サイトで公開できる形式としたデータを CD-R 又は DVD-R 等に入れて提出。

(3) 高等学校宛て活用状況等の調査の結果報告書及び改善案

4(3)ロの集計及び分析の結果を発注者に報告し、当誌の改善案の提案をすること。

(4) 情報発信の結果分析報告書及び改善案

4(4)の情報発信によって収集したデータの分析結果について、発注者の求めに応じて適宜報告すること。

(5) 成果品の発送

広報誌は、添え状を印刷・同封の上、別紙ものづくり産業広報誌送付先リストのとおり送付すること。

なお、送付先及び送付部数について、発注者は、受注者と協議の上、変更できるものとする。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

(3) 個人情報の保持

受注者は、個人情報の取扱いについて、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(4) 情報セキュリティの確保

受注者は、情報セキュリティの確保について、別記情報セキュリティ特記事項を守らなければならない。

7 その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては、県内各機関と十分な調整を図り実施すること。
- (3) 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託をすることはできない。